

帝塚山大学における研究活動に係る不正行為等の防止等に関する規程

制定 平成19年11月7日

(目的)

第1条 この規程は、帝塚山大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的研究費等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の資金をいう。

2 この規程において「教職員等」とは、本学において研究活動を行う教員及び本学の施設又は設備若しくは研究費を利用して研究活動を行うすべての者、並びに、研究費の管理・研究支援を行う事務職員、その他関連する者（学生及び研究生、その他本学において修学する者を含む。）をいう。

3 この規程において「不正行為等」とは、教職員等又は教職員等であった者が本学在籍中に行った次に掲げる行為及びそれらへの助力をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為にあたらぬ。

(1) 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造（データ又は実験等の結果を偽造することをいう。）、改ざん（研究資料・機器・過程を不正に変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）、盗用（他の研究者の研究内容、研究結果又は文章等を当該研究者の了解若しくは適切な手続き

を経ることなしに流用することをいう。)、二重投稿(他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。)、不適切なオーサーシップ(論文著作者が適正に公表されないことをいう。)

(2) 研究費の不正使用(私的流用,不正受給,目的外使用又は不正経理等,法令,研究費を配分した機関[以下「資金配分機関」という。]が定める規程等及び本学規程等に違反して経費を使用することをいう。)

(3) 利益相反

(4) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学における研究活動及び研究資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者として、研究活動の健全な発展を促すとともに、不正行為等の防止に努める。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針の策定に当たり大学協議会での審議を主導し、策定後は学内外に周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的研究費等の運営、管理及び研究活動に係る不正行為等の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

4 最高管理責任者は、自ら部局等に赴き不正防止に向けた取組みを促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員等の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、研究支援を担当する副学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体のコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 部局における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各学部の学部長及び全学教育開発センター長（以下「部局の長」という。）をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる内容を実施する。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、不正防止に向けた啓発活動を定期的 to 実施するとともに、教職員等が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- 4 コンプライアンス推進責任者は、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するために、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(各責任者の責務)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任

者は、第3条から前条までに規定する管理監督の役割を十分に果たすことで、不正を招くことがないよう責任を持って取り組む。

(教員等の責務)

第7条 教員は、「帝塚山大学における教育・研究者の行動指針」に則り、研究活動への高い倫理性を保持し、不正行為等を行わない。

2 教員は、部局の長の指導等に従い、この規程を遵守する。

(不正防止計画推進室)

第8条 最高管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進室を置く。

2 不正防止計画推進室は、学長、副学長、事務局長(次長)、総務課長、学長室課長及び最高管理責任者が指名する本学専任の教職員若干名をもって構成する。

3 不正防止計画推進室は、学校法人帝塚山学園(以下「学園」という。)監査室とも連携し、不正を発生させる要因の把握に努める。また、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

4 各部局の長は、不正根絶のために、不正防止計画推進室との連携、協力の下に、主体的に不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の対策を実施する。

(不正防止計画)

第9条 最高管理責任者、統括管理責任者及び不正防止計画推進室は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な研究活動上の不正防止計画を策定する。

2 不正防止計画の策定に当たっては、前条第3項で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

(コンプライアンス教育の実施)

第10条 不正防止計画推進室は、コンプライアンス推進責任者との連携、協力の下に、競争的研究費等による研究を行う教職員等（以下「受講義務者」という。）に対して自らのどのような行動が不正にあたるのかを理解させるため、コンプライアンス教育を実施する。

2 コンプライアンス教育の内容は、受講義務者の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

3 コンプライアンス教育の実施に際しては、受講義務者の新規着任時及び予め一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、受講義務者の受講状況及び理解度について把握する。

4 コンプライアンス推進責任者は、受講義務者に対し、コンプライアンス教育について受講内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、受講後に誓約書の提出を求める。

5 誓約書には、以下の事項を盛り込むこととし、受講義務者は、自署のうえ提出する。

(1) 学内諸規定、ルール等を遵守すること

(2) 不正を行わないこと

(3) 規程、ルール等に違反して不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負うこと

なお、誓約書の取りまとめは総務課が行うものとし、未提出者は、以下の事項が禁止又は停止されるものとする。

(1) 競争的研究費等への申請

(2) 競争的研究費等の執行・管理

(啓発活動)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画推進室との連携の下に、教職員等の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風

士を形成することを目的として、定期的にコンプライアンスに関する啓発活動を実施する。

(受付窓口)

第12条 本学における研究活動に係る不正行為等に関する通報、告発等（以下「告発等」という。）及び告発等に係る相談（「告発等までに至らない段階の相談をいう。」以下同じ）、告発の意思を明示しない相談に対応するため、受付窓口を学長室に設置する。連絡先として、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスをホームページ等を通して公表する。

2 告発等の受付を担当する者は、自己との利害関係のある事案に関与してはならない。

(告発等の受付)

第13条 告発等を行う者（以下「告発者」という。）は、不正行為等に関する告発等を、受付窓口に対し、書面、電話、FAX、電子メール、面談等により行うことができる。

2 告発等は、原則として顕名により行われるものとし、不正行為等を行ったとする研究者、グループ、不正行為等の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されているものを受け付ける。ただし、匿名による告発等があった場合は、告発等の内容に応じ、顕名の告発等に準じて取り扱うことができる。

3 報道や学会等により不正行為等の疑いが指摘された場合は、前項ただし書きによる告発等があった場合に準じて取り扱うものとする。

4 告発の意思を明示しない相談について、相談者から告発の意思表示がなされない場合にも、学長の判断でその事案の調査を開始することができる。

5 本学に所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施

設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。)研究者に係る不正行為等の疑いがインターネット上に掲載されている(不正行為等を行ったとする研究者・グループ,不正行為等の態様等,事案の内容が明示され,かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを,学長が確認した場合,第2項ただし書きによる告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(告発等の取扱い)

第14条 前条の規定により告発等があった場合には,直ちに学長及び統括管理責任者へ報告し,学長は,必要な教職員を指名して,告発等の受付から30日以内に,告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに,当該調査の要否を配分機関に報告する。また,報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

2 学長は,協議の結果,告発等を受理することとなった場合,告発等をされた者(以下「被告発者」という。被告発者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)の所属する部局長に予備調査を要請する。被告発者の所属部局が特定されない場合(被告発者が複数の者であり,所属する部局が複数となる場合も同じ。)は,学長が予備調査を行う者を指名する。学長は,告発等を受理しないことを決定した場合,その旨,理由を付して,告発者に通知する。

3 告発等の内容が,本学に該当しないときは,該当する研究機関又は配分機関に当該告発等を回付する。また,本学に加え,他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は,該当する機関に当該告発等について通知する。なお,他機関から上記告発等の回付又は通知があった場合は,本学受付窓口において受け付けたものに準じて取り扱う。

4 書面による告発等,受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知りえない方法による告発等がなされた場合は,告発者に受け付けたことを通知

する。

- 5 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた機関はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 6 学長は、不正行為等が行われようとしている、あるいは不正行為等を求められているという告発等については、内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは被告発者に警告を行う。ただし、本学が、被告発者の所属する機関でないときは、告発等を被告発者の所属する機関に回付することができる。

(告発者・被告発者の取扱い)

第15条 告発等を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなどし、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 2 学長は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 調査事案が漏えいした場合、学長は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。
- 4 学長は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 学長は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、

被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり，解雇，降格，減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

（事案の調査）

第16条 本学に所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者に係る不正行為等の告発があった場合，原則として，本学において告発された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が複数の研究機関に所属する場合，原則として被告発者が告発等された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に，所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし，中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については，関係研究機関間において，事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 3 被告発者が本学とは異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合，本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で，告発された事案の調査を行う。
- 4 被告発者が，本学を既に離職している場合，本学と現に所属する研究機関とが合同で，告発された事案の調査を行う。被告発者が本学を離職後，どの研究機関にも所属していないときは，本学が告発された事案の調査を行う。
- 5 前4項までによって，告発された事案の調査を行うこととなった場合は，被告発者が本学に現に所属しているかどうかにかかわらず，誠実に調査を行わなければならない。
- 6 被告発者が，調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や，本学による調査の実施が極めて困難であると，告発された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は，当該

配分機関が調査を行う。この場合、本学が当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

- 7 学長は他の機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。

(予備調査の実施)

第17条 当該部局長は、予備調査委員会（委員長は当該部局長とする。）を設置し、予備調査委員を指名する。その際、学長が指名する教職員を委員に加える。

- 2 予備調査委員会は、告発された不正行為等が行われた可能性、告発等の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発等までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間（第26条の規定による。）を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。
- 3 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯、事情を含め、不正行為等の問題として調査すべきか否かを調査し、判断する。
- 4 予備調査委員長は、告発等を受理した日から30日以内に学長に予備調査結果を報告する。
- 5 学長は、予備調査結果を受けて、直ちに告発等がなされた事案の本調査を行うか否かの決定をする。
- 6 学長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、予備調査を担当した部局は、予備調査に係る資料等を保存し、配分機関や告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査の実施)

第18条 学長は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、これに加え当該所属機関にも通知する。

2 学長は、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関及び文部科学省に対し、本調査を行う旨を報告し、調査方針、調査対象及び方法について協議する。

3 本調査は、本調査実施の決定後30日以内に開始する。

4 告発等された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう配慮する。

5 学長は、直ちに調査委員会を設置し、調査委員長には、学長が指名する統括管理責任者を、副委員長には、当該事案の予備調査委員長を充てる。

6 調査委員会について、論文等の不正に係る調査委員会には、法律の知識を有する学外の者及び被告発者に係る研究分野の専門的知識を有する学外の者を半数以上含め、研究費の不正に係る調査委員会には、法律及び会計等の専門的知識を有する学外の者を含め、調査に必要な者で組織する。

7 調査委員会委員は告発者及び被告発者と直接利害関係を有しない者で構成する。

8 調査委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。また、議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

9 学長は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を告発者及

び被告発者に通知する。これに対して、被告発者から10日以内に異議申立てがあった場合、学長及び調査委員会委員長は、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

- 10 調査委員会は、論文等の不正の場合には、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより調査を行う。また、研究費の不正の場合には、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者等のヒアリングなどにより調査を行う。この際、被告発者からの弁明の機会を設ける。
- 11 告発された不正行為等が行われた可能性を調査するために、調査委員会が被告発者に再実験などにより再現性を示すことを求めた場合、あるいは、被告発者が自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認めた場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し学長により合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導・監督の下に行うことができる。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。
- 12 前2項に関して、学長は調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知し、この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、本学以外の機関において調査がなされる場合で、協力を要請された場合は誠実に協力しなければならない。
- 13 調査の対象には、告発等に係る研究及び研究費のほか、調査委員会の

判断により調査に関連した被告発者の他の研究及び研究費をも含めることができる。

- 14 調査委員会は、本調査に当たって、告発等に係る研究及び研究費に関して、証拠となる資料、関係資料等を保全する措置をとる。この場合、告発等に係る研究が行われた研究機関が本学でないとき、調査委員会は、当該研究が行われた機関に対し、告発等に係る研究に関して証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとるよう依頼する。なお、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないこととする。
- 15 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 16 調査に当たり、調査対象となる公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とするべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。
- 17 調査委員会は、告発等の受付から210日以内に調査した内容をまとめ、不正行為等が行われたか否かとともに、不正行為等と認定された場合は、調査結果、不正内容、不正発生要因、不正行為等に関与した者とその関与の程度、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、研究費の不正使用の場合はその相当額、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を学長に提出し、学長は配分機関に提出するものとする。また、学長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合であつ

ても、又は配分機関の求めに応じ調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。

18 調査委員会は、不正行為等が行われなかったと認定された場合にあって、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与える。

19 調査委員長は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を直ちに学長へ報告する。

20 学長は、調査結果を踏まえ、不正行為等か否かの認定を行う。

21 学長は、必要に応じて、被告発者等に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第19条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

（不正行為か否かの認定）

第20条 調査委員会は、前条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断しなければならない。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為等と認定することはできない。

2 不正行為等に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及び

その他の証拠によって、不正行為等であるとの疑いが覆されないときは、不正行為等と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間（第26条の規定による。）を超えることによるものである場合についても同様とする。

- 3 第19条の説明責任の程度、及び前項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられるものとする。

（調査結果の通知）

第21条 学長は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

- 2 学長は、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関及び文部科学省に、調査結果を通知する。

- 3 悪意に基づく告発との認定があった場合、調査委員会は告発者の所属機関にも通知する。

（不服申立て）

第22条 調査の結果、不正行為等が行われたと認定された被告発者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、学長に対し、不服申立てをす

- ることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものと認定された告発者（次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく告発等と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、学長に対し、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、学長は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、学長が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 不正行為等があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（上記3ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、直ちに学長へ報告するとともに、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
 - 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長へ報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するとき、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。
 - 6 調査委員会（上記3ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、再調査を行う決定を行った場合には、直ちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。このとき調査委員会は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向

けて、再調査への協力を要請する。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。この場合は、調査委員会は、直ちに学長へ報告し、学長は、被告発者に当該決定を通知する。

- 7 学長は、被告発者から不正行為等の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者へ通知する。また、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該配分機関及び文部科学省にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告する。学長は、当該結果を被告発者、被告発者が本学以外の機関に所属するときは被告発者が所属する機関及び告発者へ通知する。また、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該配分機関及び文部科学省にも通知する。
- 9 調査委員長は、悪意に基づく告発と認定した告発者から不服申立てがあった場合、直ちに学長に報告し、学長は、悪意に基づく告発等と認定された告発者から不服申立てがあった場合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該配分機関及び文部科学省にも通知する。
- 10 上記9の不服申立てについては、調査委員会は、30日以内に再調査を行い、その結果を学長に報告する。学長は、この再調査の結果を告発者及び告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該配分機関及び文部科学省にも通知する。

(調査結果の公表等)

第23条 学長は、不正行為等が行われたことを認定した場合は、次の事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正行為等に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正行為等の内容
- (3) 統括管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法，手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 学長は、不正行為等が行われたとの認定があった場合、不正行為等への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為等が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者等に対し、学園の懲戒規定に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為等と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

3 学長は、不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

4 学長は、悪意による告発等があった場合は、告発者の所属及び氏名の公表や懲戒処分、刑事告発などの必要な措置を講じることができる。

5 学長は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

6 学長は、合理的理由がある場合は、不正行為等に関与した者の所属及び氏名などを非公表とすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第24条 学長及び部局責任者は、告発等（告発等に関する相談を含む）をしたことを理由として、当該告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。告発者の保護については、学園の「公益通報者保護の取扱いに

関する規程」に準じて取り扱う。

(守秘義務)

第25条 不正行為等に起因する問題に対応する者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研究データの保存・開示)

第26条 研究者は、研究活動によって得られた研究データ・資料について、研究終了から最低5年間保存し、必要な場合に開示しなければならない。

(適正な運営・管理)

第27条 競争的研究費等の適正な運営・管理を行うため、使用ルールを明確化し、ルールの統一を図るものとする。

(適正な執行管理)

第28条 総務課は、競争的研究費等の予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を遅滞なく把握できるように努めなければならない。

(発注及び納品検収)

第29条 発注及び納品検収業務については、学校法人帝塚山学園固定資産及び物品調達規則等の学内諸規定にもとづき、適正に執行する。

2 納品検収については、現物と納品書等の照合により総務課の職員が行う。

3 5万円以上の物品については登録を行い、競争的研究費等で購入したことをラベル等で明示し適正に管理する。

(取引業者からの誓約書の徴収)

第30条 総務課が別に定める一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、誓約書を徴収する。

(勤務状況の雇用管理の確認)

第31条 非常勤雇用者の勤務状況の雇用管理については、総務課にて出勤簿等を含めて一括管理し確認を行う。

(出張計画の実行状況の確認)

第32条 出張の実行状況の確認については、出張願、報告書、交通機関の領収書、搭乗券等の出張の事実がわかる資料にもとづき、総務課が確認を行う。

(内部監査体制)

第33条 本学における研究費の運営、管理及び研究活動に係る不正行為の防止等に関する監査（以下「内部監査」という。）は、総務課及び学園監査室の職員が実施する。

(内部監査の実施)

第34条 内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から競争的研究費等の運営、管理及び研究活動に係る不正行為の防止等の体制整備等についての監査を行う。

(2) 過去の内部監査や、不正防止計画推進室等との連携により把握された、研究活動に係る不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用した質の高い監査を行う。

(3) 監事及び会計監査人との連携を強化して、必要な情報提供を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を行う。

(事務)

第35条 不正行為等の防止に関する事務は、関係各課の協力を得て総務課が行う。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成19年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。